

四月から市役所の機構が 一部変更になりました

複雑多様化する行政需要を適切に、かつ迅速に処理するためには行政事務機構が円滑に機能することが前提となります。

現在の市役所の機構は、昭和四十二年度に、現在の市役所本庁舎完成に伴ない、将来人口五万人都市の行政需要に対処できうという想定で改革されたものです。

その後、市民生活に関連する部門と建設部門に若干の手直しは行ないましたが、社会情勢が以前と比較べものにならないほど変動しているため、現機構の一部に不都合な面が生じてきました。

そこで、市役所事務機構を合理的に再編成するために、組織の民主化・効率化・総合化の三つを基本として、市長部局と教育委員会の一部組織を機構改革しました。

このたびの機構改革による改正点、特徴となっている点は、つぎのとおりです。

①産業振興と雇用促進に資するため、産業課を発展的に廃止し、新たに商工課を設け、商工部門以外で産業課が所掌していた事務は、農林課を設け対処することになりました。

②市民サービスの向上を図るため、市民課に窓口係と市民生活係を設け、国民健康保険に関する事

務は、保健環境課で取扱うことになりました。

③複雑化する土地問題に対処するため、土地開発課を土地問題に関する専門課として性格づけ、都市計画に関する事務を建設課に移しました。

④従前、関係課に附属していた、事業プロジェクトに係る事務を

水田利用再編対策 (転作)にご協力を！

昭和五十六年度の転作奨励補助金も、各農家に支払いが終了しました。ご協力に対し、厚くお礼申しあげます。

さて、水田利用再編対策も第二期目に入り、その二年次を迎えました。国は五十七年度の転作目標面積を決定し、当市においては、昨年度と同じ、一〇七・六ヘクタールが割り当てられました。

これは、昨年の水稲の作柄が、一昨年に引き続く不良という実情で、今後転作の円滑な推進を図るための措置であります。

ただいま、四月十日を第一次メ切りとして、昭和五十七年度転作申出書を受付中でありますので、まだ申込みをされていない方は、至急市役所産業課、各出張所また

それぞれ独立した室を設けて所掌することになりました。

⑤教育行政の充実を図るため、教育委員会に学校教育課と社会教育課を新たに設けました。

機構を改革すれば、即ち行政が円滑に、かつ適切に運営されるかという点、必ずしもそうはいきれない面もあるかとは思いますが、市民サービスの向上と市政発展のため、職員一致団結して努力してまいりますので、皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

水田利用再編対策 (転作)にご協力を！

は、各農協へ提出してください。

なお、飼料用作物(クローバー・モロコシ等)を作付けされた方これから作付けされる方は、つぎのことに注意してください。

①転作物の現地確認の際に、管理不十分の飼料作物については奨励補助金の対象とならない場合もあります。

②飼料用作物(畜産の飼料)として、土に還元する場合は、農作物の生産とはいえないので、休耕に準ずるものとして、奨励補助対象となりません。

③飼料作物について管理できない農家、畜産農家と契約できない農家は、一般作物か、特定作物等に変更するよう、おすすめます。

④市内の飼料作物利用組合の業者及び畜産農家は、つぎのとおりですので「飼料用作物の利用契約書」により契約して、転作の申出書に添付して提出してください。

○平井政武 朝日馬場一六四―二
☎(八)二一〇〇

○小幡敏郎 朝日馬場一八三八
☎(八)二二〇七

○銀持謹悟 法能二五三
☎(三)五八六六

○森島義雄 加畑一〇一
☎(三)五九六五

○岩沢 忠 朝日曾雄二二四八
☎(八)二二二七

○清水正義 朝日馬場四四八
☎(八)二〇三三

○森嶋五郎 加畑九三
☎(三)三六四五

なお、これらの方々以外の畜産業者でも、飼料作物を必要とする業者があれば、その業者の方と契約を結んでください。

つぎに、水田利用再編対策(転作)における桑の取扱いの変更についてですが、今後桑を植栽する場合は、「密植速成機械化桑園」でないと、対象にならないので、注意してください。

最後に、管理転作(預託水田)の内容については、自分では転作できない水田を、農協へ預けて中核的農家に転作させる仕組みですが、転作農家がない場合には、農協が保全管理を行なうことにより水田を預けた農家に対して、管理

転作奨励補助金が交付されますので、管理転作として行なう場合は農協と「水田預託契約書」により契約を行なってください。ただし、契約後は農協がその水田を使用借賃により他に貸し出す場合があります。

詳しくは、市役所農林課農政係へお問い合わせください。

水路の堆積物 取除きにご協力を！



今年の定式は四月三日(土) 四日(日) 五日(月)の三日間(雨天順延)実施します。この間、家中川水系(家中川・寺川・女川)の河川、水路を止水しますので、堆積物取除き、修繕の共同作業をお願いいたします。

なお、水路よりすくい上げた土砂は、道路のはしに山積にしておいてくだされば、市役所にて取片付けをします。各戸一人のご協力をお願いします。

また、個人的に補修等行なう方は、あらかじめ市役所建設課と協議してください。